

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人田中和の上告趣意は、憲法三八条一項違反をいうが、道路交通法七二条一項後段のいわゆる事故報告義務の規定が、憲法三八条一項に違反するものでないことは、最高裁昭和三五年（あ）第六三六号同三七年五月二日大法廷判決・刑集一六巻五号四九五頁の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年四月二二日

最高裁判所第三小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 坂 | 本 | 吉 | 勝 |
| 裁判官    | 関 | 根 | 小 | 郷 |
| 裁判官    | 天 | 野 | 武 | 一 |
| 裁判官    | 江 | 里 | 清 | 雄 |
| 裁判官    | 高 | 辻 | 正 | 己 |